

船舶事故調査報告書

令和5年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岩場）
発生日時	令和4年11月11日 20時15分ごろ
発生場所	福井県越前町越前岬西方沖 越前岬灯台から真方位325° 500m付近 （概位 北緯35° 59.1′ 東経135° 57.4′）
事故の概要	漁船第八越前丸は、航行中、岩場に衝突した。
事故調査の経過	令和4年12月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第八越前丸、5.8トン FK2-2229（漁船登録番号）、個人所有 第251-16946号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首ブルワークの圧壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、越前岬南南西方沖での操業を終えて、船長が、越前岬西方の岩場（以下「本件岩場」という。）に近づき過ぎないように、GPSプロッターに表示した航跡、水深及び本件岩場を見ながら操舵室で立って手動操舵で北北東進し、約9ノットの対地速力で越前町左右漁港に向けて帰航していた。</p> <p>船長は、携帯電話で自宅に帰宅予定時刻を連絡した直後、衝撃を受けて、本船が本件岩場に衝突したことを認めた。</p> <p>船長は、機関を後進として本件岩場から離れ、左右漁港に自力で帰航した。</p> <p>船長は、携帯電話で自宅に帰宅予定時刻を連絡していた際、いつの間にか右舵を取ってしまい、本件岩場に向かって航行して衝突したと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、本件岩場付近海域を航行中、手動操舵で操船していた船長が、携帯電話で通話中にいつの間にか右舵を取って航行を続けたことから、本件岩場に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、本件岩場付近海域を航行中、手動操舵で操船していた船長が、携帯電話で通話中にいつの間にか右舵を取って航行を続けたため、本件岩場に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船長は、航行中に自宅等へ電話連絡を行う際は、岩場付近を離れてから、又は、安全な場所に停船するなどして行うこと。</li><li>・ 船長は、事故発生後、速やかに海上保安庁に通報すること。</li></ul> |
|--|---|